

第6回安中市行政改革審議会補助金等検討部会会議録（概要）

【日 時】平成23年11月29日（火）午前9時30分～12時

【場 所】安中市役所 第2相談室

【出席部会員】5名

【欠席部会員】なし

【事務局】2名（企画課長、行政管理係長）

【財政当局】次年度予算案査定中のため欠席

【配付資料】

- 1 安中市団体等への補助金等交付指針
- 2 平成23年度補助金一覧（見直し分）
- 3 平成22年度ほか 交付先団体別補助金交付実績、補助率表
- 4 抽出団体補助金収支決算整理表
- 5 補助金等実績報告書（「4」で抽出した補助金）
- 6 前回会議録

【概 要】

1 開 会 司会進行：企画課長

2 挨拶 部会長

・配付資料確認

3 協議事項 議長：部会長

（1）安中市団体等への補助金等交付指針について 資料1

説明：事務局

- 資料1について、前回会議時の意見を踏まえ、部会長がまとめたもの。若干事務局で文言を修正したが、内容は部会長がまとめたもので変わっていない。現段階では、これで決定としたい。

協議結果

<指針について>

- 文言の中に「市長」と「首長」が混在しているので、すべて「市長」に統一する。

（2）見直し基準について

資料2～5

説明：事務局

－ 資料2について －

- 前回会議の宿題として、市からの典型的な補助金について、前回会議後、部会長からいくつかリストアップしていただいた。その中には、すでに今年度は予算がつかず、交付されていないものもあったが、該当するものを5つ抜き出してみた。それ

が資料4に記載されている。実際のその5つの実績報告書の写しが資料5となっている。

- 資料2については、前回会議後、財政課長が作成した23年度の補助金の予算額一覧で、137項目ある。各々の補助金額のほかに、表の枠に「5万円以下」、「5%未満」があり、それぞれ該当していれば○が入っている。表中の「対象団体」については、同一項目の補助金として複数の団体への補助金を一括計上している場合、その対象としている団体数が記載されている。その枠に「申請団体」と記載されている場合は、実際に補助申請した団体を対象とし団体数は毎年度変動するが、予算額を確保していることを意味している。

協議結果

<見直し基準について>

- 「補助効果の低いもの」というのは、「実質的な財政支援となっていないもの」と捉え、「補助額が5万円以下のもの」と、収入に対する補助額の割合が5%以下のものを見直し対象とする。
- 「自立可能な団体に補助執行しているもの」として、「補助金額を上回る剰余金・繰越金があるもの」と「補助金額の2倍以上の積立金があるもの」を見直し対象とする。
- 「補助対象経費に問題があるもの」として、「決算支出額の内、会議費・研修費・人件費の総額が80%以上を占める場合」を見直し対象とする。
- さらに、「補助金はその団体の収入の75%以上を占める場合」を見直し対象として加える。
- この基準は、見直しの対象となる補助金を抽出するための物差しであり、交付の是非を決める基準ではない。

質疑・意見

ー 資料2について ー

- No.3のA補助金については、内訳を見ると主に旅費となっている。毎年同じ会員が参加しているのだろうか。
→対象団体は複数あるが、毎年同じ会員が参加しているということはないはずだ。
- No.12のB補助金は、5万円以下の補助金だが、どのような内容のものか。
→詳細は第3回部会の資料3に載っているが、子どもへの指導とその研修会が主な事業となっている。
- 事業費の予算補助であればそれで良いが、初めから補助額が定額できっちり決められているようだ。
→そのような少額の予算補助的な補助金は、他にいくつもある。
- 対象団体数が2となっているものは、合併前の旧安中と旧松井田でそれぞれ同様の団体があって、それがまだ各々で活動しているから、というケースが結構あるのではないか。
→何とかしたいと考えている。
- おそらく合併のなごりがまだ残っているということと思われる。そういったものも、

これからは考えていかなければならない。

説明：事務局

－ 資料3について －

- 今見てきた資料2は財政課で作成した資料であり、資料3については事務局で作成した。資料3の基礎となったものは、第3回部会の資料3「補助金交付団体別事業実績報告書」であり、これが母数となっている。こちらの判断で事業費補助と運営費補助とを分けてはいない。
- 一覧表の最後の欄外に、基になった資料が第3回部会会議の資料3であることと、個人あての補助金や国・県からの収入があるものは原則除外した旨を記載した。
- 色分けの意味は記載した凡例のとおりだが、金額が5万円以下のものと収入の5%以下のものは同じ色にし、それぞれの列で該当する場合に色がかけられている。10万円以下と10%以下、並びに100万円以上と75%以上がそれぞれ同じ色となっている。
- 一覧表の次に円グラフを掲載している。補助率と補助金交付額を分類別にそれぞれ全補助金のどの程度を占めるかを表している。ちなみに、補助率75%以上の51件のうち、100%補助（補助率10/10）というものが28件あった。

質疑・意見

－ 資料3について －

- 今回の資料3の一覧には、事業費補助と運営費補助の両方が含まれているように見える。
→こちらの判断で事業費補助と運営費補助とは分けていない。第3回部会の資料3をそのまま母数とした。
- 多数混在していると、見直し対象を絞り込もうとしたときに、運営費補助に対する認識や作業が混乱してしまう可能性がある。少し整理したほうが良いのではないか。
- 今回の資料2の一覧に挙がっている数と、資料3に挙がっている数が一致していないが。
- 確かに資料2と資料3では、一覧の件数が異なるが、資料3では団体ごとに1件として記載してある。それを考慮すれば、概ね同じような数になるのではないだろうか。
→それでも若干資料3のほうが数は多いと思う。資料3の一覧から、団体の運営費補助に係るものを抜き出して整理する必要性は、ご指摘いただいたとおりだと思う。
→資料2の一覧は、タイトルに「見直し対象分」と載ってはいるが、市単独の団体補助金を一覧にし、どれが5万円以下であり、また収入の5%未満であり、対象団体数がいくつなのかを分かるようにしたものだ。これがすべて運営費補助で見直し対象という訳ではなく、ここからさらに部会で見直し対象とする補助金を選別していく必要があると考えている。
- 標題に「見直し対象分」と入っているので誤解を生じているのではないか。単に今、

安中市が出している団体補助金の中で、5万円以下のものがどれで収入の5%未満がどれなのかを分かるように表示しただけではないか。前回の会議で、それらがどの程度あるのか知りたいという話が出て、それを受けて作ってもらったのだろう。

説明：事務局

－ 資料3～5について －

- 資料4は、資料5にある各実績報告書を表の形に置き換えたものとなっている。同時に、実績報告書中の文言の一部をより分かりやすい表現に修正しているところがある。
- 表の下には、当該補助金の収入額内訳割合と支出額内訳割合をそれぞれ円グラフとして見えるようにした。

質疑・意見

－ 資料3～5について －

- まずは基準を議論していく訳だから、実際に「5万円以下」や「収入の5%以下」を見直し対象の基準に設定した場合、今回の資料で色分けされた補助金が引っかかることになる。その基準のラインが妥当かどうか。
- 資料3のNo.105の2万円について、2万円という金額自体もそうだが、2万円であったいどれだけの効果が期待できるのか。第3回の資料3の24頁を見ると、どういった内容なのかが書いてある。それを見ると事業実施効果の欄に「関係機関による会議の開催。視察・アンケート調査等の実施」とある。これは何か。
- この補助金は補助率100%だが、市が全額出して、かつ2万円という金額で視察やアンケート調査を実施しているとなっている。具体的な中身が良く見えてこない。
- 2万円ではせいぜい説明会に係る費用が賄えるくらいではないか。
- 対象となる団体自体は大きい。そこへの補助金としてそういった事業を挙げて2万円の補助としたのではないか。
- ただ、今回財政課で用意していただいた資料2の一覧にもこの補助金が入っている。ということは、市単独の補助金であるはず。しかし、実際には2万円の単独補助で納まる事業ではなさそう。これについてはもう少し精査が必要だと思う。
→では、次回までの宿題としてさらに詳細を調べてみる。
- 引き続き見ていきたいのが、今回の資料3のNo.129の3万円についてだが、安中市には対象団体が1つではなく複数あるようだ。
→安中市内には、現在3つの対象団体があり、それぞれに補助金を出している。詳細は、第3回部会の資料3の25頁に記載されている。それを見ると、aへは3万円、bへは17万円、さらにcへは6万円の補助額となっている。それぞれの事業費決算額を見ると、aは補助金と同じ3万円なのに対し、bは補助金17万円に対して事業費決算額が約158万7千円となっている。cは補助金6万円に対して事業費決算額が約120万円となっている。ここまでの差が出ている一因には、書き方の問題もあると考えている。
- 先ほどの議論と同じで、本当に3万円で事業を実施できているとは思えない。

- 実際には見直しをかけるときに、そのあたりをきちんと見ていけば良い。
- 資料3のNo.100の25,090円について伺いたい。資料2の一覧には入っていないが、第3回部会の資料3の23頁には載っている。それを見ると、市単独の補助率100%で出している。市単独かつ補助率100%にもかかわらず、金額は2万5千円程度であり、これは何か。
- 資料3のNo.100は利子補給の補助金であるから、元々団体が何%かで貸し付けて、その利子分を国・県・市がバラバラに補助を出しているという制度だと思う。つまり、国・県の補助金は市の予算を通らないため、市の予算上単独補助扱いになっている。
- 利子補給なので、きちんと要綱を定めてそれに則って支払われているはず。
- 形としては市単独の団体等への補助金に含まれるが、部会での見直し対象とするにはすぐわないかもしれない。
- 資料3のNo.18については、61,463,000円と金額が大きいので気になっている。第3回部会の資料として、実績報告書は既にいただいている。
→本日の資料4の最初にも、表とグラフで掲載したので参考にさせていただきたい。
なお、その表にある「資料掲載ページ」に記載されている数字は、第3回部会資料のページ番号となっており、それぞれ当該補助金の実績報告書の該当ページに相当する。
- 支出割合のうち人件費が多くを占めるのは、団体内の常勤事務職員の人件費が中心だろう。ただ、会議時に出席者に渡すお茶の費用や、視察に行く人数等はよく考えなければならない。
- 資料3No.64,65の安中と松井田双方に対する補助金について、これはまだ団体が合併していないので双方に出しているが、松井田への補助は補助率100%で出している。片方にだけ補助率100%というのはおかしいのではないだろうか。
→おそらく合併する以前のそれぞれの会計処理や実績報告の内容が、そのまま現在に至るまで引き継がれているのだと思う。こちらも宿題として資料を用意しておく。
- これまで見てきたのは、補助率についての比較できる資料がなかったのが今のところ金額面だけだ。これから5万円未満の補助金と、収入の5%未満の補助金をサンプルとして取り上げ、その見直し基準のラインが妥当かどうか議論していくところだ。
- 資料2で数えたところ、5万円以下の補助金が14件で約1割、5%以下の補助金が12件だった。補助金の総数に対し、予想通りの数といったところ。第1回目の物差しとしては、5万円以下・5%以下というのは概ね妥当な数字ではないだろうか。
- 別で高い補助率のものをどうするか、という観点で資料3を見ると出てくる。補助率100%のものもいくつかあるので、補助率の上限についても議論が必要ではないか。通常市民と協働で事業を行うという立場からすれば、1/2の補助が適当ではないか。それ以外に、特に市が力を入れて短期間で実施する事業については2/3の補助もあり得る。これらのことを考えると、高率補助の上限についても基準を

設けたほうが良いと思う。

- 資料3の No. 59 の6万円について、事業費の決算額700万円に対し6万円の補助となっている。補助率で言えば0.86%だ。これは何か。
→その補助金は部会長から指摘され、担当課から実績報告書を提供してもらったが、国・県からも補助が出ていた。
- 国・県から当該団体へ補助が出ていても、同じ事業に対する同一の補助金とは限らない。単純に国・県からも補助が出ているからといって、それをすべて除外することは適当でない。
- 国・県補助対象を除く、というのは、例えば1つの事業費のうち、国が1/3、県が1/3、市が1/3をそれぞれ負担するというような補助率を含めたルールが決まっており、市の裁量の余地がないものについては除く、ということだ。
- 任意継足については、他から補助が出ているかによらず、単独補助として検討の対象に含めるべきだ。
- 資料3の No. 113 の9万円・補助率1.14%について、これも792万円の中の9万円で同じような感じを受ける。5万円以下というのはクリアしているが、補助率5%以下というところで引っかかる。他にもそういった補助金があるので、1つ見ておいたほうが良いかと思う。
→では、これも宿題として資料を用意したい。
- 資料3の最後の表とグラフで、補助率5%以下が17件あり、それが全補助金の9%に相当するとなっている。逆に補助率75%以上のものが51件あって全件数の28%を占めている。これは結構多いという印象だ。全件数からの比率から見ても、補助率5%以下と75%以上のものを最初の物差しとして設定するのは、妥当な範囲なのかなと感じた。
- 物差しに引っかかったものは、とにかく説明させる、というところからだ。
- 単純な金額面で5万円を下限とすると、総事業費がさほど大きくない場合、補助率が適正でも5万円に届かないものもある。補助率と補助額はバランスを見ていくことも必要だ。
- もちろんそこは見ていく必要がある。今回は物差しを決めていくという議論であるから、どこかで線を引かなければならない。そこで引っかかったものがただちに打ち切りになるわけではない。必要性や効果がきちんと説明できるかだ。
- 先ほどの No. 59 についてだが、団体の収入を見ると検査の手数料であったり、講習会の受講料であったりと、事業収入が多い。県は委託費のような形で出しているようだ。その中で市から6万円を出しているのは、お付き合い的な意味合いもあるのではないか。
- この際、付き合いで出しているものは止めてもらう、というスタンスでいくべきだと思う。会費収入と事業収入でほぼ事業費を賄っているということは、自立しているということ。それは見直し対象に含めなければならない。
- 5%というのは、団体の予算に占める5%ということで良いか。
→おっしゃるとおり。
- 今までの議論で、5万円と5%というラインが概ねそれで良いのでは、という合意

が出来てきたと感じている。まずは、5万円未満と5%未満の補助金を見直しの対象とする、ということでOKが出そう。切るのではなく、あくまでも見直しの対象に上げるということ。ただし、5万円未満であっても、それが貴重な財源になっている場合は、それをきちんと説明してもらえれば、おそらく通ると思う。したがって、まずは5万円未満と5%未満の補助金を対象としたい。加えて、上原委員が述べたように、75%以上の補助金についても同様に見ていかなければならないのではないかと。まとめると、5万円未満、5%未満、75%以上の補助金については見直しの対象とする、ということで見直し基準の1つとしてよろしいか。

- 基準は1つではないので、5万円未満、5%未満、75%以上というのは今回基準に採用されたが、それが1人歩きするのではなく、絶対的なものとしては決めないほうが良い。一旦ここで線を引いてみて、最初の作業をしてみて、実態にそぐわなければ翌年基準の改訂をすれば良い。線引きの数字自体にはあまり意味がない。全体から見た件数・割合が丁度良いからという説明くらいしか出来ない。
- まずとりあえずは、見直し対象として取り出し、現段階としては件数的にも、割合としても、手がつけられる範囲に収まるということなので実際にやってみることだ。
- 手始めとして5万円以下14件と5%未満12件を、見直し対象として上げることとする。ただし、「切る」のではなく、「見直す」ことを目的としていることは、最初にきちんと伝えなければならない。
- 意見の1つとしてだが、今は一律で5%だが、事業総額の大きさによって補助率の下限を段階的に変えることも、ゆくゆくは考えていかなければならないと思う。同じ5%でも、総事業費が100万円と1000万円では、団体予算への影響が異なる。

－ 資料4について －

- 今度は資料4を見ながら、収入・支出の内訳や繰越金なども含めて、お金の使い方について議論していきたい。
- 今回資料4に上げていただいたのは、全部で5団体。最初はdについて記載されている。収入を見ると、総収入の71%が市補助金、繰越金が8.9%となっている。支出を見ると、人件費が68%と7割近い。つまり、市の補助金と団体の人件費がほぼ同じ割合となっている。表中の金額を見ても、補助金交付額と人件費が拮抗しており、これだと人件費を賄うために補助金を交付しているように見える。
→実質的にはそうなってしまうと思う。
- 続いて、2枚目の事業についてだが、支出額の7割が事業費となっているが、収入の9割近くが参加費で賄われている。市の補助金は10%だが、これは必要なのか。
→要は、参加費の一部を補助することで、幅広く参加できるように補助金を出しているということだと思う。
- 後ろの資料5に実績報告書があるので、そちらも併せて見たほうがわかりやすい。その中の決算書を見ると、補助金が1人あたり2千円で、それが168人分となっている。
- では、次を見ていきたい。3つ目の事業だが、こちらは事業収入が6割で人件費支

出も6割弱、市の補助金が14%で60万円となっている。「活性化支援事業」とされているが、人件費が発生している。

→交付先団体は旧中山道沿いにあり、商店街の中心でそれなりの建物なので、何とか活かして活性化に繋げようというのが本来の趣旨だろう。そこを整備するにあたって、人を雇って常駐してもらって、にぎわいを持たせようというところだろう。

→当初は向こう5年くらい補助していけば、その後は自立運営出来るのではないかと見込んでいたが、結局毎年補助を出し続けている状況だ。

→人件費については、何人か専門に頼んで来てもらっているので発生している。

- 資料5にある実績報告書には、「研究と工夫を重ね、運営を軌道に乗せることができた。」と言い切っているが。
- この団体で疑問視されるのが、留保金が100万円以上あるというところだ。補助額を大幅に超える留保金を持っているというのはいかななものか。
- 確かに、よく見ると留保金が収入の1/4を占めている。そこは引っかかるところだ。運営が軌道に乗ったからこそ、留保金が作れたのだと思うが。
- 続いての事業は、支出額内訳を見ると印刷製本費が3割、食料費が同じく3割だが、食料費が3割というのはどうなのか。もっとも、総事業額が5万円なので、3割といっても金額的には少額だが。
- もともと県の事業で、工事中の土地の管理等を団体に頼んでいるということだと思う。
- おそらく会議時に配るお茶代などに使われたのだろうが、そのための費用を補助することには、意味はないのではないか。
- では、次の事業を見ていきたい。収入内訳は市の補助金が3割弱、参加負担金が約5割、繰越金が17%となっている。これはタイトルに「松井田町」とついているので、安中にも同じような補助があるのか。
→この補助金については、安中にはないと聞いている。
- それでは、資料4の5団体への補助金をそれぞれ見て、繰越金や積立金剰余金についても考えてみたい。前回部会の資料で委員の見直し基準の意見として、「補助金額を上回る剰余金・繰越金のある団体」というのがあった。
- 他にも、「多額の積立金（補助金額の2倍以上）がある団体」や「研修費、会議費、人件費に充当している額の総額が収入額の3分の2以上を占める団体」という項目がある。今回資料4で見た5つの補助金のうち、これらに引っかかるものがあれば見直し対象に上がるということになる。
- では、委員の意見を採用し、前述の5万円未満・5%未満・75%以上に加え、剰余金・繰越金の関係、補助金の2倍以上の積立金については見直し基準として設定したい。
- その次の研修費や人件費についてはどうか。人件費の割合が高い場合は、見直しても良いのではと思うが。
- それと、国・県補助のあるものについても再考が必要だと思う。人件費を補助することの妥当性を見つけれられるかどうか。

- 人件費についても1度見直し対象として、きちんと精査してみたほうが良いと思う。その際、人件費の占める割合はどの程度で設定するか。
- 今回事業費補助は見ないということだが、書類の書き方で変わってくる。事業を実施するための人件費も事業費の一環として含める考え方もあるだろう。どこまでの費用を事業費とするか。補助金額で見るのではなく、補助対象経費で見る方法もある。補助対象事業の経費のうち、人件費が多くを占める場合を見直し対象とする、とか。
- 他市は、会議費・研修費・人件費で分けて考えている。私は、それを細かく分けることよりも、そのいずれも含めて2/3という案にしてみた。
- それらが過大だという説得力を持たせるなら、半分よりも2/3のほうがいいかもしれない。
- ただ、会議費・研修費・人件費を除くと、あと何が残るか。資料4に載っている5団体の補助金は、会議費・研修費・人件費を合わせると軒並み2/3を超えてしまう。あまり対象となる数が多すぎると、逆に精査しきれない懸念がある。印刷製本費や役務費にしても、結局は会議や研修に使うための通知・資料やポスター等を作成する費用であることが多い。おそらく他の補助金を見ても、2/3以上を占めるものが大多数なのではないだろうか。
- 研修という名の旅行もあるだろう。または、会議という名の会食もあるはず。会議に係る費用で最も要するのが飲食代だ。そのようなことを考えると、やはり会議費・研修費・人件費を見直し対象から外すことは出来ない。ただし、割合をもう少し引き上げるか。
- 会議・研修・人件費の合計と、その団体への補助額を比べて、補助額に対しどのくらいの割合で見直し対象とする、という考え方はいかがか。
- それも1つだ。あとは、他市の基準に「運営費での人件費が80%を超えるもの」とあるので、それも1つかなと思った。そこと、会議・研修・人件費の合計と補助額とのバランス、双方を見ていくという考え方。2/3というと、確かにほとんど引っかけりそうだ。今回はまな板の上に乗せるということだから、会議・研修・人件費の合計が収入額の80%以上を占める、ということだろうか。
- 委員の案にある「3分の2以上」を「80%以上」に置き換えるということになるか。
- そういうことになる。1度それでやってみよう。
- 実際に見るときに、今は資料が22年度の決算書で見ているから良いが、団体の次年度予算の内訳で見ると、予算はどうにでも作れてしまう。来年度見るときは、必ず23年度の決算書を見ながら精査する必要がある。
- そのとおりだ。通常決算支出額のほうが収入額よりも少ないので、そちらで見るとほうがより厳しくなるということだ。
- では、今の意見をまとめて、決算支出額の内、会議費・研修費・人件費の合計が80%以上を占める場合は見直しの対象とする、ということとしたい。
→これまで決まった内容は、補助額5万円以下、補助率5%未満及び75%以上、決算支出額の内、会議費・研修費・人件費の総額が80%以上を占める場合、の

それぞれを見直し対象とする、ということで今のところ確定した感じで良いか。

- 今のところ、その内容でまとまった。それ以外については、剰余金や繰越金の話は先ほど出たので、あまり細かいところまでは決めずに、とりあえず今回決めた内容で1度検討してみるということをお願いしたい。
- 現状で、前回資料の部会長案見直し基準のうち、「(2) 補助効果の低いもの」、「(3) 自立可能な団体に補助執行しているもの」、「(4) 補助対象経費に問題があるもの」の内容について大枠が決まってきたが、「(1) 公益性・必要性に問題があるもの」の内容についてはまだ議論していない。「補助対象が、特定の集団・特定の地域で限定された効果しか期待できないもの」と、「補助執行の理由を市民に対して明確に説明できないもの」という2つがあって、どちらもやや抽象的な表現になっている。
- 前回会議の前に作ったものだが、議論が進んできた結果、内容的に古いものになってしまっている。指針の中にすべてが含まれていると考えれば、(1)は削除して、今日の会議で決まった(2)～(4)の内容を基準とする方法もある。
- 私は具体的な内容を載せたほうが良いと思う。指針はあくまでも指針なので、実際の見直し対象を選定するには、やはり基準に沿った形で行われるはずだ。
- では、(1)の内容についての基準を明記することで議論していきたい。
- 「特定の地域に限定された」というのは、例えば合併前からの慣例で松井田の団体にだけ補助しているとか、そういったことを想定しているのか。
→そのようなイメージで考えている。
- そのようなものは、当然見直すか否か、議論が必要だ。ただ、数字で表すことが困難なので、他市の見直し基準でいう「(15) 公益性・必要性に課題がある(補助事業が限定的で社会経済情勢に不合致)」を載せるくらいにしておいて、実際に詳しい事業内容を見ながら判断するしかないだろう。その上の「(14) 特定地区を対象とする補助金である(旧市町村の慣例的な補助金)」というものは、そのものズバリな書き方だ。
- 慣例的な補助金については当然見直していかなければならない。
- 部会のスケジュール的には大丈夫か。もう少し議論する時間があるか。
→年度内に答申をいただくということで、以前の会議に話が出た。23年度中ということなので、年明けになっても問題ない。
- そうすれば、私が事務局と打合せながら案を作ってみて、今までの議論で決まった(2)～(4)までをまとめていただくということではいかがか。
→それで構わない。
- 次回の行革審のときに、途中経過であっても本部会の現状を報告するということが良いか。
→おっしゃるとおり。
- 部会后、直したものを事務局とやりとりさせていただいて、委員の皆さんに資料をお送りするのは、出来るだけ年内に済ませて、意見をいただけるようにすることによってよろしいか。次回の部会は年明けが良いと思う。

(2) 今後の予定について 議長：部会長

説明：事務局

- 年内に行革審を開きたいと考えていたが、今のところ委員全員が出席できそうな日程が年内にはない。第1候補としては、12月26日となるが、その日は部会長が出席できないと伺っている。部会長が出席できる日となると、12月9日となっている。再度会長と相談するが、もし部会長が出席できない日程になった場合は、田島副部会長に経過報告をお願いしたい。
- 次回部会は、1月17日（火）9時30分開始に決定。

(3) その他

特になし

4 その他

5 閉会